PRESS RELEASE



平成 19 年 9 月 26 日

各 位

9月社長記者会見

- 1. 合併等対価の柔軟化に係る会社法施行に伴う株券上場審査基準等の一部 改正について <資料1 参照>
- 2. 取引所取引に係る約定取消しルールの制定に伴う業務規程等の一部 改正について 〈資料2 参照〉
- 3. 金融商品取引法施行に伴う業務規程の一部改正等について 〈資料3 参照〉

以上

合併等対価の柔軟化に係る会社法施行に伴う「株券上場審査基準」等の一部改 正について

平成19年9月26日 株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

本年5月のいわゆる合併等対価の柔軟化に係る会社法の施行によって、子会社を通じた三角組織 再編に関する制度の利用が可能となったことから、既存の上場会社の株主保護に配慮しつつ、現在、 上場会社の組織再編について適用している、いわゆるテクニカル上場制度*を三角組織再編の場合 にも適用するなど、株券上場審査基準等を一部改正することとする。

※上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社とな る場合に、その非上場会社が発行する株券(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る。)について、株券 上場廃止基準に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。ただし、非上場会社に 実質的に吸収されるような場合は、不適当な合併等に関する猶予期間入りが条件となり、当該期間(3年)内で株券上場 審査基準に準じた基準への適合が必要となる。

2. 改正概要 (備

(1) 適用範囲

上場会社を消滅会社とする合併や上場会社を完全子会社とする 株式交換・株式移転を行う際に、存続会社・新設会社や完全親会 社となる会社が発行する株券等を交付する場合だけではなく、当 該会社の親会社が発行する株券等を交付する場合(当該親会社が 外国会社であるときは、本国における法制度、実務慣行等の整備 及び運営の状況等に照らして、当該会社の外国株券の円滑な流通 及び決済が確保される見込みがある場合に限る。)についても、 現行のテクニカル上場に係る株券上場審査基準等を適用すること とする。

(2) 不適当な合併等に係る対応

三角組織再編に伴いテクニカル上場申請を行う者は、当該組織 再編により消滅会社又は完全子会社となる上場会社が実質的な存 続会社でないと見込まれる場合には、不適当な合併等に関する猶 予期間における企業の継続性及び収益性等に関する見込み並びに 当該期間内に株券上場審査基準に準じた基準に適合するよう努め る旨について記載した書面を提出するものとする(テクニカル上 場時に株券上場審査基準に準じた基準を満たす見込みがある場合 を除く。)。

考)

- 株券上場審査基準第4条 第3項、第6条第3項等
- · 株券上場廃止基準第2条 第9号b等

有価証券上場規程の取扱 い要領3

3. 施行日

平成19年9月30日から施行する。

取引所取引に係る約定取消しルールの制定に伴う業務規程等の一部改正について

平成19年9月26日 株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

誤注文により大量の売買が成立し、長期にわたって当該売買に係る決済が行われなくなる可能性が極めて高く、それにより市場が混乱するおそれがあると認められるときは、当取引所が売買を取り消すことができることとするなど、業務規程等について所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要 (備 考)

- (1) 売買の取消し
 - ① 売買の取消しの効果等
 - ・当取引所は、過誤のある注文により、売買が成立した場合に おいて、その決済が極めて困難であり、当取引所の市場が混 乱するおそれがあると認めるときは、当取引所が定めるとこ ろにより、当取引所が定める売買を取り消すことができるこ ととする。
 - ・取り消された売買は、初めから成立しなかったものとみなす。また、取り消された売買に係る顧客と取引参加者との間 の権利及び義務は、初めから発生しなかったものとみなす。
 - ・取引参加者及び顧客は、売買の取消しにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、取引参加者に故意又は重過失が認められる場合は、この限りではないものとする。
 - ・取引参加者及び顧客は、売買の取消しにより損害を受けることがあっても、当取引所に対して損害の賠償を請求できないものとする。ただし、当取引所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りではないものとする。
 - ② 売買の取消しの手続き等
 - ・過誤のある注文を発注した取引参加者は、売買の取消しを行う可能性があることを周知するための売買の停止が行われた時又は当該注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、売買の取消しの申請を行うことができる。
 - ・上記の申請を行うことができるのは、以下の数量又は金額を 超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場 合とする。
 - a 内国株券及び重複上場銘柄以外の外国株券 上場株式数の20% (当該売買の決済を特に困難とする状

- ・業務規程第13条第1項等
- ·業務規程第13条第2項、 受託契約準則第53条第1 項等
- ·業務規程第13条第3項、 受託契約準則第53条第2 項等
- ·業務規程第13条第4項、 受託契約準則第53条第3 項等
- ·業務規程施行規則第12条 第1項第1号等
- ·業務規程施行規則第12条 第1項第1号等

況が認められる場合にあっては、上場株式数の10%)

- b 外国株券 (重複上場銘柄)等 それぞれ、次の(2)に定める売買の停止を行う数量又は金
- ・当取引所は、上記の申請を行った取引参加者から事情を聴取 する
- ・上記の場合のほか、当取引所は、過誤のある注文により成立 した売買の決済が極めて困難であり、当取引所の市場が混乱 することを回避するために必要と認める場合は、売買の取消 しを行うこととする。
- ③ 売買の取消しの範囲
 - ・取り消される売買は、過誤のある注文に係る売買が最初に約 定した時から、売買の取消しを行う可能性があることを周知 するための売買の停止が行われた時(売買の停止が行われな かった場合にあっては、当該注文について公表された時)ま での間に成立したすべての売買とする。
- ④ 取消料
 - ・売買の取消しが行われたときは、当該取消しに係る過誤のあ る注文を発注した取引参加者は、当取引所の定めるところに より取消料を納入しなければならないものとする。
- (2) 売買の取消しを行う可能性を周知するための売買の停止
 - ・当取引所は、過誤のある注文により、以下の数量又は金額を 超える売買が成立した場合に、売買の取消しを行う可能性が あることを周知させるため売買を停止するものとする。
 - a 内国株券及び重複上場銘柄以外の外国株券については、 上場株式数の10%
 - b 外国株券(重複上場銘柄)については、売買単位の2万 倍
 - c 転換社債型新株予約権付社債券については、額面金額20 億円
 - ・上記の売買の停止は、売買の取消しを行う場合は当取引所が その都度必要と認める期間とし、取消しを行わない場合は当 取引所が売買の取消しを行わないことを発表した後30分を経 過した時までとする。
- (3) 復活のための売買
 - ① 復活のための売買
 - ・取引参加者は、顧客の注文が取り消されたときは、あらかじ ・業務規程第40条の2 め当取引所の承認を受け、取り消された売買と同じ値段によ り、過誤のある注文を発注した取引参加者を相手方として、

- •業務規程施行規則第12条 第1項第2号等
- ·業務規程施行規則第12条 第2項等
- ·業務規程施行規則第13条
- •取引参加者規程第12条、 取引参加者負担金等に関 する規則第4条の2
- •業務規程第28条第5号 等、業務規程施行規則第 21条等

•業務規程施行規則第20条

当該承認に係る売付け又は買付けを執行することができるも のとする。

② 承認条件等

- ・上記の承認を受けようとする取引参加者は、当取引所が定め ・業務規程施行規則第26条 る様式により申請を行い、当取引所は、以下のいずれにも該 当する場合に、これを承認するものとする。
 - a 過誤のある注文に係る売買が最初に約定した時から、売 買の取消しを行う可能性があることを周知するための売買 の停止が行われた時(売買の停止が行われなかった場合に あっては、当該注文について公表された時)までの間に、 次のいずれかの売買(以下「連鎖取引」といいます。)を 行っていること
 - (a) 当該取り消された売買に係る注文を委託した取引参加 者と同一の取引参加者に委託して行った、当該取り消さ れた売買に係る売付け後の売却代金による買付け又は買 付け後の当該買い付けた有価証券の売付け
 - (b) 信用取引の弁済(弁済の繰延期限にあたる日における 弁済に限る。) のための売買
 - (c) 株券オプション取引の権利行使により成立する対象株 券の売買の決済のための売買
 - b 取り消された売買に係る売付け又は買付けが、取引一任 契約又は金融商品取引業者の自己の計算に基づき行われた ものでないこと
 - c 売買の取消しが行われたことにより、委託者が連鎖取引 の決済を行うことができなくなること
- ③ 復活のための売買の上限数量
 - ・復活のための売買は、顧客ごとに、2千万円を取り消された 売買に係る銘柄の当該売買が行われた日における基準値段で 除して得た数量を、当該銘柄の売買単位で除して得た数量 (10に満たない端数は切り上げる。)を上限とする。

の2第1項、第2項等

•業務規程施行規則第26条 の2第3項

3. 施 行 日

平成19年9月30日から施行する。

以 上

金融商品取引法施行に伴う業務規程の一部改正等について

平成19年9月26日 株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)における「金融商品取引法」 (昭和23年法律第25号)及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律」(平成18年法律第66号)が平成19年9月30日から施行されることから、当取引所は、 業務規程及びその他各規定並びに諸規則全般について所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要 (備 考)

- (1) 取引参加者制度
 - ①取引参加者の範囲

取引参加者となることができる者の対象を、「金融商品取引業者(金融商品取引法(以下「法」という。)第2条第9項に定める金融商品取引業者をいう。)であって、第一種金融商品取引業(法第28条第1項に定める「第一種金融商品取引業」をいう。)のうち同項第1号の業務の種別の登録を行っている者」とする。

2項

·取引参加者規程第4条第

② 業務の種別の変更に係る報告

取引参加者は、法第29条の2第1項第5号に掲げる事項についての変更登録に係る申請(法第28条第1項第1号に掲げる業務の廃止のための変更登録に係る申請を除く。)を行った場合は、直ちに当取引所に報告しなければならないこととする。

•取引参加者規程施行規則 第14条

③ 業務の廃止に係る届出等

取引参加者は、第一種金融商品取引業(登録金融機関にあっては登録金融機関業務)を廃止しようとする場合又は法第28条第1項第1号に掲げる業務の廃止のための変更登録を行おうとする場合には、あらかじめ当取引所に届け出なければならないこととします。

また、上記の届出を行った場合において、取引資格の喪失申請を行わないときは、当取引所は、審問のうえ、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等(有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下同じ。)又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行うことができることとします。

·取引参加者規程第21条、 第38条第4項

(2) 信用取引制度

信用取引に係る委託保証金を以下の有価証券をもって代用する場合において、代用価格を計算する際にその前日における時価に乗ずべき率を100分の80としている信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格に関する受託契約準則の特例を廃止するとともに、受託契約準則において規定されている当該率を100分の70から

・受託契約準則第38条第2 項 100分の80に改正することとします。

- ① 国内の証券取引所に上場されている株券(外国投資証券を含み、投資信託受益証券及び投資証券を除く。)
- ② 投資信託受益証券及び投資証券(国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。)のうち公社債投資信託の受益証券以外のもの

(3) その他

業務規程ほか各規定及び諸規則全般について、用語の見直し 等所要の改正を行います。

3. 施 行 日

平成19年9月30日から施行する。

以上